

社会福祉法人加茂福祉会
特別養護老人ホーム入所指針

1. 目的

この指針は、介護保険制度の施行により、社会福祉法人加茂福祉会（以下「法人」という。）が設置する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込をする者について、入所の基準及び手続き（以下「入所基準等」という。）を明らかにし、入所における透明性、公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 入所の対象者

(1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者

② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④ 単身世帯又は同居家族が高齢や病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 入所の申込み

(1) 入所申込み

入所の申込みは、法人の定める「入所申込書」に「介護支援専門員意見書」を添えて、施設に提出するものとする。

(2) 施設の説明

施設は、入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、法人内の施設において適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

(3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、各施設の受付簿にその内容を記載して管

理する。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 要介護1又は要介護2の方からの入所申込み

① 施設は、要介護1又は要介護2の認定を受けている入所申込者に対して、特例入所の内容について丁寧に説明し、入所申込者に特例入所の要件の該当について、入所申込者の考えを入所申込書等に記載してもらおう。

② 施設は、特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合は、保険者である市町村に対して報告することとし、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かの判断をするに当たって、適宜その意見を求める。

ただし、被虐待高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項同3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあつては、この手続きによらず、入所することができる。

4. 入所検討委員会

法人は、各施設の入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を合同で設置する。

(1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

① 委員会は、各施設の施設長及び各施設の施設長が指名をした次の職種の代表者で構成する。

生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員

② 透明性・公平性の観点から、法人職員以外の者を委員として加える。

(2) 委員会は、各施設の施設長が必要に応じ招集し、開催する。

(3) 委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を、施設ごとに決定する。

(4) 各施設は、決定された入所順位により入所順位登録名簿を整理・調整し、これに基づいて入所の決定を行う。

(5) 委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、5年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

5. 守秘義務

法人の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6. 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任者や窓口を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

7. 入所順位の評価基準

- (1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別表「標準入所申込者評価基準」(以下「基準」という。)によるものとする。
- (2) 委員会は、入所申込者の状況を調査のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。
なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

8. その他

- (1) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。
- (2) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由を確認し入所申込を取消す。辞退の理由が消滅した後に再度、入所申込を行い、この指針に則り入所調整を行う。
- (3) 入所基準等は、公表することとする。
- (4) 本指針を改正する必要がある場合は、関係機関等と協議をし、改正するものとする。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から適用する。